

農地法第3条許可申請書作成の留意点と添付書類について

農地法第3条の許可は農地として権利を取得し、農地として耕作するための許可です。

- ア. 申請書の提出期限は15日前後です。詳しくは申請書提出締切日をご覧ください。
- イ. 提出部数は2部。(市農業委員会用1部、本人返却用1部)。
- ウ. 申請書1部(市農業委員会用)には、権利を取得する者の地区農業委員及び土地の所在する地区の農業委員に押印(確認)必要。
- エ. 添付書類については、市農業委員会用に原本を添付する。
- オ. 3条の下限面積は、30アールです。

申請書作成についての留意点

1. 表題

- (1) 所有権、賃借権及び使用貸借権等の設定、移転の別を記入する。
- (2) 譲渡人、譲受人が多数の場合は、何某外何名と記入、代表者が押印し、その他の者は別紙に記名押印。
- (3) 申請者が未成年の場合は、申請者と親権者が連署し、親権者のみ押印(戸籍謄本添付)。なお、親権者と子の利益相反行為の場合は、子のための特別代理人を選任する。

2. 申請者の氏名(名称)、住所、職業及び年齢

- (1) 譲渡人について、土地登記簿謄本の住所と現住所が異なる場合は住所が変わったことを証明できる住民票等を添付。
- (2) 相続登記未済の場合は、相続関係を証する書面(戸籍謄本、除籍謄本、原戸籍謄本など)、他の相続人の相続放棄を証する書面又は相続分不存在証明書及び相続関係説明図。
- (3) 譲渡人、譲受人が多数の場合は、別紙に記入。

3. 許可を受けようとする土地の所在等

- (1) 対価・賃料の額欄は実際の売買価格とカッコ内に10アールあたりに換算して額を記入。
- (2) 所有者の氏名又は名称欄は所有者名を記入。現所有者と登記簿の所有者が異なる場合はカッコ内に記入。

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

- (1) 権利の設定または移転の時期、土地の引き渡し時期、権利の期間を記入。
- (2) 賃貸借契約の期間設定については、本許可があった日から法的効力を持つことになるので、期間を定めた賃貸借については留意すること。
- (3) 移転理由の詳細欄は申請に至った経緯や申請者との関係、その他移転の理由について詳細に記入すること。

5. 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の農地利用の状況
 - (1) この申請により権利を取得する前の（許可前の）農地の利用の状況を記入すること。
 - (2) 世帯員等とは、住居及び生計を一にする親族とその世帯の農業に従事する 2 親等内の親族であれば住居及び生計を異にする場合でも含まれる。
 - (3) 自作地、貸付地、借入地欄はきちんと耕作されている農地の面積を記入。
 - (4) 非耕作地欄には、耕作されていない土地を筆ごとに面積等を記入するとともにその状況や理由を記入すること。
6. 機械の所有状況、農作業に従事する者の数等の状況
 - (1) 作付け作物（水稻、麦、野菜、花木、柿）別の耕作面積を記入。権利取得後の面積を記入。
 - (2) 大農機具とはトラクター、耕運機、田植え機、コンバインなど。
 - (3) 権利を取得する者の農作業暦と家族の農作業暦を記入。
7. 権利を取得しようとする者及び世帯員等の農作業の従事状況
 - (1) 世帯員の中で農作業に従事している者について記入すること。
 - (2) 年齢、職業、権利取得者との関係を記入すること。
 - (3) 従事状況欄には各従事者が農作業に従事する期間を ←300 日→ などと記入すること。
 - (4) 常時従事日数は、原則として 150 日以上であること（世帯の合計でなく、世帯員のうちいずれか 1 人の従事日数が 150 日以上あること）
8. 権利取得後の 経営面積の状況は作付け作物別の耕作面積の合計と一致する。
9. 周辺地域との関係には権利取得後における、水利、防除、農地の利用調整などに関し地域との調和が図られるか等について具体的に記入すること。

添付書類

- ア. 土地登記簿謄本（原本 1 部、コピー 1 部）
- イ. 公図（字絵図）（原本 1 部、コピー 1 部）
- ウ. 位置図（1/25,000～1/50,000 程度）……申請地を朱書きで示し、矢印で図示
- エ. 周辺土地の利用状況図（住宅地図等）……申請地を朱書きで示し、矢印で図示
- オ. 受人の住民票
- カ. 賃貸借契約、使用貸借契約の場合にはその契約書（写し）
- キ. 相続未登記の場合は出生から死亡までの戸籍謄本、除籍謄本、原戸籍謄本など。相続を証明する書類、相続関係説明図
- ク. 土地登記簿謄本の住所と現住所が異なる場合は住所が変わったことを証明できる住民票等
- ケ. 申請者が法人の場合、定款、法人登記簿謄本
- コ. 小作関係を解消した場合は合意解約の書面
- サ. 譲受人が他市町村に住所を有する場合（県許可）は、当該譲受人が所有する農地の耕作証明書
- シ. 営農計画書（新規就農者、市外耕作者等）